

袴田事件第2次再審請求 検察の即時抗告を棄却し早期再審開始を求める要請書

2021年 月 日

東京高等裁判所第2刑事部 大善 文男 裁判長 殿

2020年12月22日、最高裁第3小法廷は、袴田巖さんの再審を認めないとした東京高裁の不当決定を取り消し、同高裁に審理を差し戻す決定をしました。しかも、5人の裁判官のうち2人は、差し戻しではなく、「再審を開始すべき」との意見を述べていました。これは、少数意見とはいえ、最高裁の複数の裁判官が静岡地裁の再審開始決定を支持したことに他なりません。貴職らは、まずこの事実を重く受け止めるべきです。

貴庁での審理に求められているのは、差し戻しの理由である味噌漬け血液の色調変化の科学的解明にこだわるあまり、科学論争の泥沼にはまり込むことではありません。味噌漬け血液の色調変化については、長期間味噌漬けにされた血液の赤味は消えるという、弁護団・検察双方の実験結果が示す動かし難い「事実」を前提にして、その可能性が科学的に否定されない限り、「疑わしきは被告人（再審請求人）の利益に」という刑事裁判の鉄則に従い、再審を開始すべきです。

また、最高裁が3対2の多数決で明白性を否定した本田鑑定や、全く判断しなかった取調べ録音テープに関する浜田鑑定及び警察の職務犯罪を根拠とする再審理由の追加申立てなどについても審理の対象とし、白鳥・財田川決定が示した「新旧証拠の総合評価」によって確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じていないかや、その他の再審理由に該当しないかを公正に判断して下さい。

そして、公正な裁判の前提となる証拠開示についても積極的な訴訟指揮を求めます。無実を示す証拠が隠されたまま、国家が市民を死刑にすることなど許されるわけがありません。もし警察・検察が未だに隠し持っている全ての証拠が開示されれば、間違いなく袴田さんの無実はより一層明白になり、検察は即時抗告を維持することすらできなくなるでしょう。一日も早い袴田さんの雪冤のためには証拠開示が最も効果的なのです。

最高裁の決定によって、袴田さんの拘置の執行停止は引き続き維持されることになりましたが、身分は確定死刑囚のままです。貴職らによる迅速かつ効果的な審理により、速やかに検察の即時抗告を棄却し、袴田さんの命あるうちに再審開始が実現するよう改めて強く求めます。

氏 名	住 所

【集約団体】袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

構成団体：日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救済する清水・静岡市民の会／袴田巖さんを救済する静岡県民の会／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

【送り先】 189-0003 東京都東村山市久米川町 1-50-1-4-401 門間方 無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会